（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条のうち、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定（同表の五の十一の項に係る部分に限る。）中「実施」の下に「、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改め、同改正規定（同表の五の十二の項及び五の二十八の項に係る部分に限る。）中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定（同表の七の項に係る部分に限る。）中「実施」の下に「、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定（同表の四の十一の項に係る部分に限る。）中「実施」の下に「、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改め、同改正規定（同表の四の十二の項及び四の二十八の項に係る部分に限る。）中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五第九号の次に六号を加える改正規定（同表第九号の四に係る部分に限る。）中「実施」の下に「、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
環境大臣　石原　伸晃

生活困窮者自立支援法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百五号

生活困窮者自立支援法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　都道府県等による支援の実施（第四条―第九条）
第三章　生活困窮者就労訓練事業の認定（第十条）
第四章　雑則（第十一条―第十九条）
第五章　罰則（第二十条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2　この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

二　生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三　生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3　この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4　この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5　この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

6　この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）をいう。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第三条　市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関（次項第二号において単に「関係機関」という。）との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2　都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二　関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3　国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。